

## 平成24年川俣町議会第3回臨時会会議録

平成24年川俣町議会第3回臨時会は、2月23日川俣町役場議場に招集された。

### 1. 応招議員は、次のとおりである。

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 村上源吉君   | 2 番 高橋道弘君   | 4 番 嶋原利光君   |
| 5 番 高橋道也君   | 6 番 菅野清一君   | 7 番 菅野意美子君  |
| 8 番 菅野正彦君   | 9 番 黒沢敏雄君   | 10 番 佐藤喜三郎君 |
| 11 番 五十嵐謙吉君 | 12 番 高野善兵衛君 | 13 番 石河清君   |
| 14 番 遠藤宗弘君  | 15 番 斎藤博美君  | 16 番 新関善三君  |

### 2. 不応招議員は、次のとおりである。

3 番 高橋真一郎君

### 3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

### 5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

|           |        |        |        |
|-----------|--------|--------|--------|
| 町 長       | 古川道郎君  | 副 町 長  | 永田嗣昭君  |
| 総 務 課 長   | 高橋清美君  | 企画財政課長 | 菅野浩市郎君 |
| 町民税務課長    | 高橋良之君  | 会計管理者  | 佐藤修一君  |
| 保健福祉課長    | 佐藤真寿夫君 | 建設水道課長 | 沢井一雄君  |
| 原子力災害対策課長 | 沢口進君   | 産業課長   | 佐藤賢助君  |
| 教育委員長     | 佐藤捷善君  | 教 育 長  | 神田紀君   |
| 生涯学習課長    | 松本康弘君  | 総務課長補佐 | 大内彰君   |
| 教 育 次 長   | 仲江泰宏君  |        |        |

### 6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書 記 橋本文雄

### 7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議推薦第2号 川俣町農業委員会委員の推薦について

発議第2号 財貨物等の補償・賠償基準の早期策定を求める意見書

- 発議第 3 号 川俣町復興計画の重要施策である川俣西部工業団地造成事業に関する  
要望書
- 発議第 4 号 避難住民のための営農団地等造成に関する要望書
- 発議第 5 号 汚染米等の全量買い上げを求める意見書
- 発議第 6 号 汚染米等の全量買い上げを求める意見書

◎開会及び開議の宣告

○議長（新関善三君） おはようございます。ただいまの出席議員は、15人です。定足数に達しておりますので、ただいまより平成24年第3回川俣町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において13番議員 石河清君、14番議員 遠藤宗弘君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第3，議推薦第2号「川俣町農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

議推薦第2号について、局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（新関善三君） ただいま朗読のとおり、推薦することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員については、議推薦第2号のとおり推薦することに決定いたしました。

ただいま推薦を決定した菅野吉人氏、菅野貞夫の両氏から、ごあいさつをいただきますが、菅野吉人氏につきましては、本日公務で出張中でございますので、本日お見えになってございません。

それでは、菅野貞夫氏からごあいさつを頂きます。

○（菅野貞夫君） 皆さんおはようございます。鶴沢の菅野貞夫でございます。この度は、農業委員ということで議会の皆様にご推薦をされました。大役に大変緊張しております。今までの経験と知識を生かして農業委員会の活性化、ひいては町農業の振興に微力ではございますが、努力いたしたいと思いますので、引き続き議会の皆様におかれましてもご支援賜りますことをお願い申し上げまして、ご推薦の御礼に代えさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

○議長（新関善三君） ありがとうございました。



○議長（新関善三君） 日程第４，発議第２号「財貨物等の補償・賠償基準の早期策定を求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。菅野正彦君。

○８番（菅野正彦君） 朗読をもって説明に代えさせていただきます。

財貨物等の補償・賠償基準の早期策定を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、政府の収束宣言とは裏腹に、４号機燃料プールの冷却水減少等、未だ収束のめどはついていない。

このような状況において、避難生活は長期化する一方であり、放棄してきた家屋、土地等財貨物の価値は値なしの状態になっている。

しかしながら、原子力損害賠償紛争審査会は、事故から１１か月経過した現在に至っても財貨物等に関する補償・賠償指針を示していない。

この結果、すべての被災民が自己資産価値の喪失額について東京電力から補償・賠償を一円も受けることができない状態になっている。

被災民の救済を図るべき審査会の審議の遅れが補償・賠償事務の障害となっている現実、原子力損害賠償制度への信頼感を失墜させるものであり、今後想定される復旧、復興事業の推進に際して、住民の合意形成を図るうえで大きな問題となることが懸念される。

よって、国においては、被災民の窮状を救済するための、財貨物に対する補償・賠償基準の指針を一日も早く策定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２４年２月２３日

内閣総理大臣 野田佳彦様

文部科学大臣 平野博文様

経済産業大臣 枝野幸男様

原発事故収束及び

再発防止担当大臣 細野豪志様

復興大臣 平野達男様

内閣府特命担当大臣（防災担当） 中川正治様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第5，発議第3号「川俣町復興計画重要施策である川俣西部工業団地造成事業に関する要望書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） おはようございます。朗読をもって説明に代えます。

川俣町復興計画の重要施策である川俣西部工業団地造成事業に関する要望書

東京電力福島第一原子力発電所の事故による被害は、時の経過とともに増々拡大し、とりわけ農地汚染に象徴される自然環境への影響は甚大なものがあり、地域住民は怒りと不安に苛まれながらも必死に生き抜く努力をしている。

この原発事故の加害者である国及び東京電力は、被災した住民の日々の暮らしと将来の生活を保障する義務と責任がある。

当町は、原発事故からの復興計画の策定に着手し、住民の不安を払拭し安全・安心が実感できる生活環境の構築と、未来に希望の持てる産業の再生をはかることとしているところであり、今日の喫緊の課題は、復旧・復興に向けて立ちあがろうとする住民の意欲に、スピード感を持って具体的な施策で応えていくことである。

については、原発事故によって失われた産業基盤の再生及び復興に向け、企業誘致と放射性物質除染に関する研究施設等並びに避難民の恒久住宅用地確保を早期に実現するため、下記事項について強く要望する。

1 川俣西部工業団地を早急に整備すること。

2 川俣西部工業団地の整備とあわせ、企業及び放射性物質除染に関する研究施設等の誘致に向け全面的支援を行うこと。

平成24年2月23日

内閣総理大臣 野田佳彦様

経済産業大臣 枝野幸男様

原発事故収束及び

再発防止担当大臣 細野豪志様

復興大臣 平野達男様

内閣府特命担当大臣（防災担当） 中川正治様

福島県知事 佐藤雄平様

福島県伊達郡川俣町議会

以上であります。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第6，発議第4号「避難住民のための営農団地等造成に関する要望書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 朗読をもって説明に代えます。

避難住民のための営農団地等造成に関する要望書

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、当町の暮らしと経済を破壊したばかりでなく、拡散された放射性物質の影響は30年以上に及ぶ長期的なものであることが明確になっている。

このような状況において、当町は山木屋地区が計画的避難区域に指定され、1,252人の住民が避難生活をしているほか、飯舘村をはじめ他市町村の避難者約1,000人が当町において避難生活をしている。

避難者にとって馴染みのない土地における仮設住宅等での長期化する避難生活は、多くの人々が精神的ストレスを抱え、健康を損なう人が増加している。

このような、避難者の日常生活を改善し、日々の暮らしに潤いと喜びを取り戻すとともに、避難者同士のふれあいを促進し、孤独感からの開放をはかるためには、家庭菜園などにおける農作業が効果的な解決手段である。

とりわけ、避難者の多くは農業者が多く、これまでの生活リズムに合った農作業に従事できることは、このうえない喜びである。

当町には、平成8年度に地域住民から団地達成開発を請願され、議会において採択された約30ヘクタールの広大な適地が存在し、地権者の合意も得ているところである。

ついては、国及び県において避難者のための営農団地及び家庭菜園団地を当町に早急に造成していただきたく要望する。

平成24年2月23日

内閣総理大臣 野田佳彦様  
経済産業大臣 枝野幸男様  
国土交通大臣 前田武志様  
原発事故収束及び  
再発防止担当大臣 細野豪志様  
復興大臣 平野達男様  
内閣府特命担当大臣（防災担当） 中川正治様  
福島県知事 佐藤雄平様

福島県伊達郡川俣町議会

以上であります。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第7、発議第5号「汚染米等の全量買い上げを求める意見書」を議題といたします。局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 朗読をもって説明に代えます。

汚染米等の全量買い上げを求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、米をはじめ多くの農林水産物が国の定める基準値を上まわり、摂取制限や出荷制限等の措置がとられている。

このことにより、生産者は大きな被害を受けているが、国、東京電力の補償・賠償は市場流通産品に限定されており、自家消費物に対しては、一円も補償・賠償が実現されてない状況である。

当町のような中山間地域においては、その多くは自家消費のために生産している農家であり、自家消費農産物に対する補償・賠償が行われないことは、被害農家を差別するだけでなく、地域の農地保全にあたり大きな機能を果たしている飯米農家の意欲を削ぐこととなり、農地の荒廃と地域農業の衰退を招くもめである。

よって、国においては、基準値を超えた農林水産物について自家消費を含むすべての損害について補償・賠償する制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年2月23日

内閣総理大臣 野田佳彦様  
文部科学大臣 平野博文様  
経済産業大臣 枝野幸男様  
原発事故収束及び  
再発防止担当大臣 細野豪志様  
復興大臣 平野達男様  
内閣府特命担当大臣（防災担当） 中川正治様

福島県伊達郡川俣町議会

以上であります。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第8、発議第6号「汚染米等の全量買い上げを求める意見書」を議題といたします。局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 朗読をもって説明に代えます。

汚染米等の全量買い上げを求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、米をはじめ多くの農林水産物が国の定める基準値を上まわり、摂取制限や出荷制限等の措置がとられている。

このことにより、生産者は大きな被害を受けているが、国、東京電力の補償・賠償は市場流通産品に限定されており、自家消費物に対しては、一円も補償・賠償が実現されてない状況である。

当町のような中山間地域においては、その多くは自家消費のために生産している農家であり、自家消費農産物に対する補償・賠償が行われないことは、被害農家を差別

するだけでなく、地域の農地保全にあたり大きな機能を果たしている飯米農家の意欲を削ぐこととなり、農地の荒廃と地域農業の衰退を招くものである。

よって、県においては、基準値を超えた農林水産物について、自家消費を含むすべての損害について福島県が補償・賠償するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年2月23日

福島県知事 佐藤雄平様

福島県伊達郡川俣町議会

以上であります。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、議事日程の追加についてお諮りいたします。

発議1件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

したがって、発議1件を本日の日程に追加することを決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第1、発議第7号「原発災害から子どもたちを守るためのローテーション保養実施に関する意見書」を議題といたします。局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 朗読をもって説明に代えさせていただきます。

原発災害から子どもたちを守るためのローテーション保養実施に関する意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本町には放射性物質が拡散され、生活環境、自然環境のすべてが汚染された。

この劣悪な環境のため、子どもたちは外で遊ぶことも出来ず、保護者は常に子どもの健康と将来への不安に怯えながら生活している。

チェルノブイリ原発事故によりロシアでは、子どもの精神的、肉体的な症状の緩和と免疫力を高めるため、放射線量を気にすることのない地域に短期保養するローテーション保養を実施し、その効果は医学的にも証明されている。

よって、町当局においては、川俣町の復興と将来を担う子どもたちの肉体的・精神的健康を維持・向上させるため、以下の対策を早急に措置されるよう強く要望する。

記

- 1 本町の18歳未満のすべての幼児・児童・生徒を対象としたローテーション保養を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年2月23日

川俣町長 古川道郎様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 以上で、本臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

これをもって平成24年度第3回川俣町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。（午前10時29分）

本臨時会で決定した事件は、次のとおりである。

議推薦第 2 号 川俣町農業委員会委員の推薦について

発議第 2 号 財貨物等の補償・賠償基準の早期策定を求める意見書

発議第 3 号 川俣町復興計画の重要施策である川俣西部工業団地造成事業に関する  
要望書

発議第 4 号 避難住民のための営農団地等造成に関する要望書

発議第 5 号 汚染米等の全量買い上げを求める意見書

発議第 6 号 汚染米等の全量買い上げを求める意見書

発議第 7 号 原発災害から子どもたちを守るためのローテーション保養実施に関する  
意見書

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 石 河 清

同 署名議員 遠 藤 宗 弘